

## 野球練習中の事故裁判例

2018年3月21日

関口・富田法律事務所 弁護士 富田英司

\* 判時＝判例時報 判タ＝判例タイムズ

番号	判決年月日・出典	事案の概要	被害者 (原告)	裁判所の判断(要旨)・注意義務の内容	関連する 提言
1	東京地裁 昭和49年4月29日 判時753号50頁	大学野球部のピッチング練習中、投手の投げたボールが、グラウンド内で遊んでいた幼稚園児にあたり、頭部外傷等の傷害を負った	幼稚園児 (5歳)	野球部部長は、部の最高統括責任者として、自らは野球練習の技術的指導に当たらない場合にも、部員及び部員以外の第三者にとって危険のない場所を選んで練習をさせ、かつ部員に対しては安全をよく確かめて練習すべきことを、直接または監督を通して厳重に注意指導して事故の発生を未然に防止すべき注意義務がある。	守備練習 1-1) 1-2)
2	福岡地裁小倉支部 昭和59年1月17日 判時1122号142頁	高校の野球部員のフリーバッティングの打球が、グラウンドでコートライン引きをしていたハンドボール部員の頭部に当たり外傷性くも膜下出血、脳挫傷の傷害を負った	高校ハンドボール部員	校長は、事故対策の周知徹底を図るだけでなく、野球部と他部間の利害がからむ練習時間、練習方法の組み合わせなどを各部の生徒の自主的決定のみに委ねることなく、指導者間で積極的に打ち合わせ、計画し、かつ厳守するよう事故防止のための人的物的な仕組みないし体制の確立と実行を具体的に指示し、事故の発生を未然に防止すべき注意義務がある。	打撃練習 3-3)
3	横浜地裁 昭和63年3月30日 判時1294号101頁	打者が投手からの緩いボールをワンバウンドで緩く打ち返すというトスバッティングを複数組が並んで練習していたところ、トスバッティングの打球が正面に飛ばず、隣の投手の眼に直撃した	中学軟式野球部員	本件のようなトスバッティングの練習方法、体形では、打者の打球が隣の投手の身体に強く当たる可能性は極めて小さいものというべく、本件トスバッティングにおいて事故の発生を予見し得たということはできず、野球部顧問に注意義務違反はなかった。何らかの事故発生の危険性を具体的に予見できる特段の事情がない限り、顧問らが個々の部活動に常時立ち会う義務はない。	打撃練習 3-2)
4	浦和地裁 平成元年3月31日 判タ707号236頁	捕手がついての打撃練習中、マシンの向きを調整するため打者が打席を外していた際、キャッチャーマスクを外して下を向いていた捕手の頭部に、ピッチングマシンの球が当たり、急性硬膜外血腫で死亡した	高校野球部員	ピッチングマシンを使った練習は一般的であるし、使用方法の指導も十分であったため、注意義務違反はない。(ただし、平成5年度から、捕手が座って投球を受ける場合には、マスク・ヘルメットなどの捕手用具を着用するよう義務づけているので、現在では必ずしも指導者の責任はされるとはいえない)	/

5	東京地裁 平成4年3月25日 判時1442号121頁	打者が打ちやすいよう比較的緩い球を投手が投げ、打者が思い切り振り切るのではなく打球の感触を確認するような打ち方をしていたシートバッティングの練習中、打者の後方の防護ネットの後ろで球拾いをしていた部員の右目に小飛球性のファールボールが直撃した	中学軟式 野球部員	シートバッティングは、野球の練習方法としては通常用いられる方法でそれ自体に高度の危険が内在するといった性質のものではなく、生徒の自主性を尊重しつつ指導すれば足り、本件事故の発生を具体的に予見可能であつたとはいえない。本件防護ネットを設置しただけの状況で球拾いをさせたことについて、教諭らに注意義務違反があつたということとはできない。	
6	浦和地裁 平成4年4月22日 判タ792号199頁	学級会の時間に硬式用テニスボールを使用してソフトボール大会を行っていたところ、ファールチップした打球が防護マスクを付けずに審判をしていた生徒の左眼を直撃し失明した	小学校6 年生	教諭は、試合に際して、審判をする生徒の受傷を避けるべく、防護マスクを用意して着用させるなどして防護について特別に配慮すべき注意義務を負っていた。また、教諭には、投手の生徒に上手投げを止めるように指導すべき注意義務に違反した過失もある。(生徒にもコンタクトレンズや防護マスクを付けずに審判をしていた過失があつたとして2割の過失相殺)	
7	広島高裁 平成4年12月24日 判タ823号154頁	監督による試合前ノックで、打ち損じ、外野へ向けて打った打球がライナーになり、三塁コーチス・ボックス付近にいた生徒の顔面を直撃し、右眼を負傷した	高校野球 部員	監督が、ノックを開始するに際し、自己の技量を過信し、三塁コーチス・ボックス方向に打球を飛ばすことはないものと考え、生徒らの動静に注意を払うことなく、漫然とノックをし、誤って同方向にライナー性の打球を飛ばしたという注意義務違反があつた(ただし、生徒は、ノックの瞬間には注意を払い、危険な打球に対し自らを守り事故の発生を防止すべきとして2割の過失相殺)	守備練習 2-2) 2-3)
8	京都地裁 平成5年5月28日 判タ841号229頁	紅白戦において、マスクを着けずに審判をしていた野球部員に、ファールチップの打球が当たり眼を負傷した。	中学軟式 野球部員	教諭らには、平素から、部員に対し、審判をする場合の危険性について周知徹底するとともに、必ずマスクを着用することを指示するなどして指導すべき注意義務があつた。(ただし、中学2年ならマスクをせずに審判をする危険性は十分認識できたはずとして、4割の過失相殺)	
9	山口地裁徳山支部 平成6年4月28日	ティーバッティング練習中、他のティーバッティングの打球がスイングしたバットにあたり、自打球が部員にあたり、後遺障害を負った	高校野球 部員	野球部の監督らは、練習環境の隅々にまで注意を行き届かせる視点をもって、練習に立ち会うことが基本的に要請されるというべく、安全な練習環境を保持し、危険の防止措置を講ずるべき義務を怠った過失がある。(ただし、部員が危険な位置にいたため事故にあつたとして2割の過失相殺)	打撃練習 1-1)

10	東京高裁 平成6年5月24日 判タ849号198頁	雪空の薄暗い薄暮の時間帯で、投手からは逆光となり球が見にくかった状況のもと、投球距離を通常より短くした打撃練習をおこなっていたところ、打者からのライナー性の当たりが投手の頭部を直撃し、頭蓋骨陥没の傷害を受け、半身不随（後遺障害1級）となった	高校野球部員	投球距離を他より短くしたハーフバッティング練習をしながら、暗い曇天（雪空）の薄暮の時間帯になってもやめず、事故防止のための格別の指導をすることなく練習を継続させたのは、安全配慮に欠ける注意義務違反があった。生徒の打球不注視はなく、過失相殺なし。	打撃練習 3-1) 3-2) 3-4)
11	神戸地裁 平成11年3月31日 判タ1011号229頁	ピッチングマシンによるフリーバッティングの練習中、打球がピッチングマシンの前の防球ネットの破損箇所を通過し、マシンに球を入れていた部員の右眼にあたった（後遺障害10級）	高校野球部員	指導教諭は、自ら防球ネットの損傷の有無を確認するか、野球部員に対し絶えず確認し損傷がある場合には必要な補修をするように指導すべき注意義務があるところ、たまにネット等の用具類の点検を指示する程度であり、防球ネットが損傷していたことを知らず、安全性に対する注意を怠っていた。（ただし、生徒もネットの破損を認識しつつ練習したとして5割の過失相殺）	打撃練習 3-1)
12	大阪地裁 平成11年7月9日 判時1720号161頁	ダブルプレーのノック練習中（5月18日）、二塁に送球するはずが、球を捕球した三塁手（高校1年の新入部員）が二塁に送球せず一塁に投げ、一塁手の右眼にあたり、失明した。	高校野球部員 ※被告は加害者である野球部員	被告には、ダブルプレーの練習においては、三塁手はノックの球を捕球した後、二塁に送球しなければならないことを認識していながら、監督や捕手のダブルプレーを行う旨の指示を不注意で聞いていなかった過失がある。なお、被告は、新入部員の中から自分が練習に選ばれた興奮するとともに、上級生のレベルの高さに圧倒されていたとのことである。	新入生 2)
13	新潟地裁 平成14年5月14日 裁判所ウェブサイト	打者4名に投手役2名とピッチングマシン2台で投球するという4組態勢でのバッティング練習を行っていたところ、ピッチングマシンから投球された硬球（以下「球」という。）を打ち返した打者の打球が、防球ネットとL字型防球ネットの間を通り抜けて、投手役をしていた部員の右眼にあたり負傷した	高校野球部員	監督は、投手役配置に安全上の問題はなく、部員間での相互の安全確認するよう注意・指導し、安全な位置にL字型防球ネットを設置するよう注意・指導する義務を果たしていたといえ、注意義務違反はなかった。	打撃練習 3-1) 3-4)
14	千葉地裁 平成14年6月25日 判時1793号116頁	打者の斜め前から、ボールを軽くトスし、これを打者が正面にあるネットに向けてフルスイングで打ち返すという打撃練習で、左バッターに向かって右斜め前からトスを出していたところ、バッターが打ったボールが部員の左顔面を直撃した	中学ソフトボール部員	教諭は、その練習のほとんどに立ち会って指導し、トスされたボールを打つ練習についても、段階的な練習方法により継続的に実施し、通常必要とされる指示、説明をし、途中で入部した部員に対しては集中的に指導していた。本件練習にあたって、防具をつけさせたり、防護フェンスの陰からトスを上げさせることは一般的とはいえず、教諭に安全配慮義務の違反はない。	打撃練習 1-1) 1-2) 1-3)

15	福岡地小倉支部 平成17年4月21日 判タ1896号136頁	高校野球部員がスイング矯正のためにバットを放り投げる練習で放り投げたバットが斜め後方7メートルの位置にいた他の部員に当たり、左目失明の障害を負った	高校野球部員	本件練習方法は、バットでボールを打たせるのではなく、スイングの途中で重量約一キログラムあるバットを手離させてバットを放らせるというものであり、それ自体が危険性を伴う練習方法であるとともに、本件練習方法は必ずしも一般的な練習方法ではない。周囲の生徒に対して注意を促し移動させるなど配慮をすべき職務上の注意義務がある。	
16	名古屋地裁 平成18年11月28日 判タ1241号189頁	内野・外野わかれて練習を行っていた際、野球部員が打った外野ノックの打球がライナーになり、内野でゴロ捕り練習中であった内野手の右眼を直撃し、視力低下等の後遺症を負った	高校野球部員	グラウンド内でノック練習とゴロ捕り練習が同時に行われている状況であり、事故の発生は具体的に予見し得た。教諭がノッカーである生徒に対して与えるべき注意は一般的な注意では足りず、ゴロ捕り練習に参加する野球部員の動静に対する安全確認を徹底するよう注意する義務が課せられる。(ただし、ノックの状況を一瞥すれば事故発生を避けることができたとして6割の過失相殺)	守備練習 2-3)
17	横浜地裁 平成25年9月6日	ピッチングマシンによるフリーバッティングの練習中、マシンの前の防球ネットから1メートル後方で球を拾い集めていたボール系の生徒の右眼に打球が直撃し、視力低下等の後遺障害を負った	中学野球部員	顧問らは、防球ネットがボール係を打球から保護する位置に確実に設置されていることを自ら又は他に野球の練習における安全指導の知識を有する教員に指示して確認するか、さもなければ同練習においては必ず防球ネットがそうした位置に設置され、ボール係が防球ネットから出ることなく保護されている状態を維持するよう、部員らに対し、徹底した指導を行うべき注意義務がある。	打撃練習 3-1)
18	福岡地裁小倉支部 平成25年12月10日	野球部員の打った打球が、同じグラウンドで練習中のサッカー部員の側頭部を直撃して傷害を負った	高校サッカー部員	顧問らは、使用状況、本件グラウンドの広さ及び練習内容等に照らせば、野球部員の打球がサッカー部の練習中に飛んでくる可能性は当然予想できたが(現に、本件事故以前に、野球部員の打球がサッカー部員に直接当たったことがあった)、事故防止のため十分な指導を行っていたとはいえず、指導に過失があった。	
19	徳島地裁 平成26年3月24日	シートノックの練習時、中継プレーを行った一塁手が、マウンドから一塁へ戻ろうとした際、監督がライト方向へノックした打球が頭部を直撃し、急性くも膜下血腫の傷害を負った	高校野球部員	監督は、ノックする際、部員の方向を見てその動静を確認し、状況によっては、部員に注意を喚起するかノックを一時中止して打球の衝突による危険を防止するべき注意義務を負っていたにもかかわらず、部員の方を見まいままノックしたのは注意義務違反がある。(部員は監督の動きを確認することで事故の発生を防ぐことができたとして1割の過失相殺)	守備練習 2-3)